

市の公益に関することについて、議会の意思を意見としてまとめ、国会や関係する省庁に意見書として提出をするものです。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准にむけて 我が国の司法制度の整備促進を求める意見書

1979年国連総会で採択された女性差別撤廃条約(日本は1985年批准)の実効性を高めるため、個人通報制度と調査制度を定めた「女性差別撤廃条約選択議定書」(以下選択議定書)が1999年に国連総会で採択された。同条約締結国189か国のうち現在114か国が選択議定書を批准しているが、日本はまだ批准していない。

日本のジェンダー・ギャップ指数は156か国中120位で低い順位にとどまっている。主要7か国(G7)では引き続き最下位であり日本の女性の権利は国際基準になっていない。

選択議定書は、女性の人権保障の「国際基準」として、締結国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めている。日本においても選択議定書を批准することにより、性別による不平等の解消につながることを期待される。

しかし、女性差別撤廃委員会の見解や勧告が日本の判決と対立した場合、国内法の改正などを迫られる可能性があるとして、司法の独立性が侵されることが懸念される。そのため外務省主催により個人通報制度関係省庁研究会が継続的に開催されており、この制度の導入の可否について真剣かつ慎重に検討を進められている。よって、国会及び政府に対し、選択議定書の速やかな批准にむけて個人通報制度関係省庁研究会の検討促進を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月29日

〈提出先〉

衆参両院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣